

◎新潟県告示第317号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録を更新した。

平成28年3月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

登録番号	新潟県生第375号
肥料の種類	副産石灰肥料
肥料の名称	50副産石灰
保証成分量	アルカリ分 50.0パーセント
その他の規格	含有を許される有害成分の最大量は 公定規格のとおり
生産業者の名称及び住所	キューピータマゴ株式会社 東京都調布市仙川町2丁目5番地
有効期間	平成28年4月3日から平成34年4月2日